

三種町告示第26号

三種町誕生20周年記念ロゴマークの使用に関する要綱を次のとおり定める。

令和8年3月18日

三種町長 田川政幸

三種町誕生20周年記念ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、三種町誕生20周年のシンボルとし、町民全体で記念の節目を祝い、町の更なる一体感の醸成を図るために定める三種町誕生20周年記念ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図のとおりとする。ただし、町長がデザインの趣旨を改変しないものとして特に適当と認める場合にあっては、当該デザインの一部を変更して用いることができる。

2 ロゴマークに関する一切の権限は、町に属する。

(使用基準)

第3条 ロゴマークは、使用の目的及び内容が第1条に規定するロゴマークの趣旨に即したもので、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、町民、各種団体、企業等が作成するポスター、パンフレット等又は販売する商品(以下「物品等」という。)に対し、使用できるものとする。

- (1) 町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められる場合
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる場合
- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているよ

うな誤解を与え、若しくは与えるおそれがあると認められる場合

(4) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用すると認められる場合

(5) 三種町暴力団排除条例（平成24年三種町条例第1号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団関係者が関係していると認められる場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める場合
(使用申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、三種町誕生20周年記念ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、企画書、原稿、デザインの見本等、どのようにロゴマークを使用するかが分かる資料を添付して、町長に申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 町及び関係機関が業務の一環で使用する場合

(2) 報道機関が報道の目的で使用する場合

(3) 個人又は町内の自治会、ボランティア団体その他公益的活動を行う団体が地域振興をはじめとする公益的な目的のために使用する場合

(4) 個人又は団体が、個人的に又は家庭内若しくは団体内において使用する場合、年賀状等の挨拶状に使用する場合（営利目的を除く。）その他これに類する目的のために使用する場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が認める場合
(使用承認)

第5条 町長は、申請書の提出があったときは、第3条の使用基準に基づき審査し、その可否を三種町誕生20周年記念ロゴマーク使用承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により使用の承認（以下「使用承認」という。）をする場合には、必要な条件を付することができる。

(使用期限)

第6条 ロゴマークの使用期限は、別図に規定するロゴマーク1及び2については令和9年3月31日まで、ロゴマーク3については町長が認める日まで

とする。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(完成品の提出)

第8条 ロゴマークの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該使用承認に係る物品等が完成したときは、速やかに町長に提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(承認内容の変更等)

第9条 使用者は、使用承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ町長に報告し、その指示に従わなければならない。

(使用承認の取消し)

第10条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ロゴマークの使用承認を取り消すものとする。

(1) この告示に違反した場合

(2) 申請内容に虚偽があった場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める場合

2 町長は、前項の規定により使用承認の取消しを決定したときは、三種町誕生20周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書(様式第3号)により使用者に通知するものとする。

3 町長は、ロゴマークの使用承認を取り消したときは、その使用者に対して、当該使用承認に係る物品等の回収を求めることができる。

(責任の制限等)

第11条 町長は、前条の規定により使用承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとする。

2 使用者は、当該使用承認に係る物品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を行わなければならない。

3 使用者は、使用承認に基づくロゴマークの使用に関して、第三者との間に紛争が生じたときは、速やかに自己の責任と費用負担において解決するものとし、町は一切の責任を負わないものとする。

(事務)

第12条 ロゴマークに係る事務は、総務課において処理するものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年3月20日から施行する。

(告示の廃止)

2 三種町誕生10周年記念ロゴマークの使用に関する要綱（平成27年三種町告示第34号）は、廃止する。

別図（第2条関係）

ロゴマーク 1



ロゴマーク 2



ロゴマーク 3



様式第1号（第4条関係）

三種町誕生20周年記念ロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

三種町長 様

申請者 住所
名称
代表者氏名
電話番号

三種町誕生20周年記念ロゴマークを使用したいので、三種町誕生20周年記念ロゴマークの使用に関する要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

使用するロゴマーク	
使用物品等の名称	
使用目的・使用方法 ※デザイン変更の有無 (有・無)	
使用場所	
数量(印刷枚数等)	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
担当・連絡先	部署名 担当者名 TEL FAX E-mail

【添付書類】 企画書、原稿、デザインの見本等、参考となる資料

指令記号及び番号

年 月 日

様

三種町長

三種町誕生 20 周年記念ロゴマーク使用承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記の使用承認については、次のとおり承認すること（承認しないこと）としましたので、三種町誕生 20 周年記念ロゴマークの使用に関する要綱第 5 条第 1 項の規定により通知します。

承認番号	第 号
使用承認する ロゴマーク	
使用物品等の名称	
使用目的・使用方法	使用承認申請書のとおり
使用条件	1 ロゴマークの使用に当たっては、「三種町誕生 20 周年記念ロゴマークの使用に関する要綱」を遵守し、使用承認を受けた用途にのみ使用すること。 2 デザインを許可なく変更して使用しないこと。 3 自己の商標又は意匠とするため、権利を設定してはならないこと。 4 使用に関する権利を他人に譲渡、転貸してはならないこと。

※不承認とする場合は、「使用条件」を「不承認の理由」とし、右欄に理由を記載すること。

様式第3号（第10条関係）

指令記号及び番号

年 月 日

様

三種町長

三種町誕生20周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書

年 月 日付けで使用承認をした三種町誕生20周年記念ロゴマークの使用について、次の理由により承認を取り消します。

理 由